

第6期 吉田町障害福祉計画
第2期 吉田町障害児福祉計画

令和3年度～令和5年度

令和3年3月
吉 田 町

目 次

第1章 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～ 4

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の基本理念及び基本目標

第2章 成果目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5～10

- 1 第6期吉田町障害福祉計画の成果目標
- 2 第2期吉田町障害児福祉計画の成果目標

第3章 障害福祉サービス等の見込量・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11～24

- 1 障害福祉サービスの見込量
- 2 地域生活支援事業の見込量
- 3 障害児福祉サービスの見込量

第4章 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25～26

- 1 障害者（児）福祉推進委員会における推進
- 2 地域社会への広報及び啓発活動
- 3 障害のある人や障害者団体の役割
- 4 地域社会の役割
- 5 障害者虐待の防止、養護者に対する支援
- 6 障害を理由とする差別の解消の推進
- 7 計画の点検・評価体制の構築
- 8 行政の役割

参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27～30

第1章 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

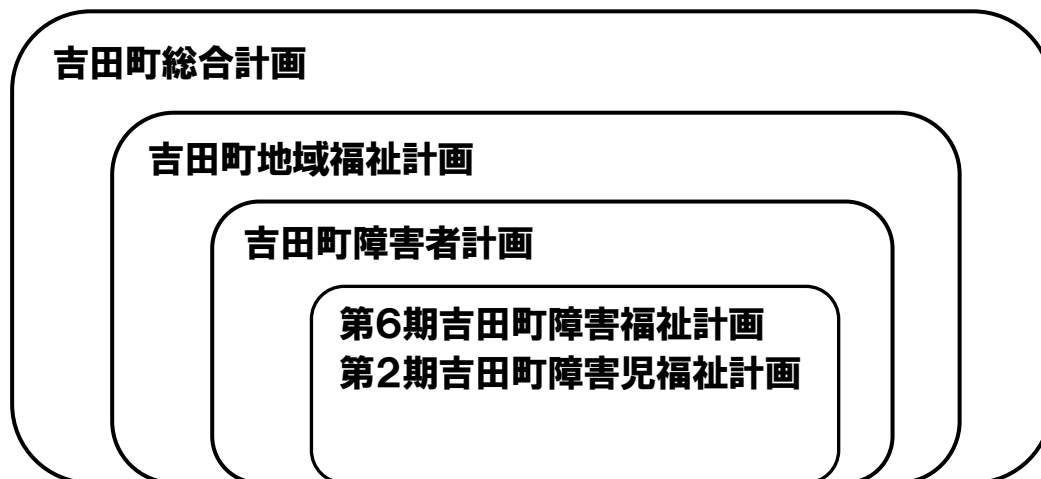
本町では、平成30年3月に「第5期吉田町障害福祉計画及び第1期吉田町障害児福祉計画」（平成30年度～令和2年度）を策定し、障害のある人の地域生活を支援するためのサービス基盤の整備等について、計画的に施策を推進してきました。

令和2年度は、本計画の計画期間が終了となることから、これまでの計画の進捗状況及び数値目標の達成状況を検証し、国の計画や基本指針をはじめ、近年行われた制度改革を踏まえ、「第6期吉田町障害福祉計画及び第2期吉田町障害児福祉計画」（令和3年度～令和5年度）を策定し、障害福祉サービス等の具体的な成果目標及び見込量を設定するとともに、施策の推進についての取組みを定めます。

2 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「吉田町障害者計画」に定められた障害福祉サービスの充実に図るための実施計画として位置づけられます。

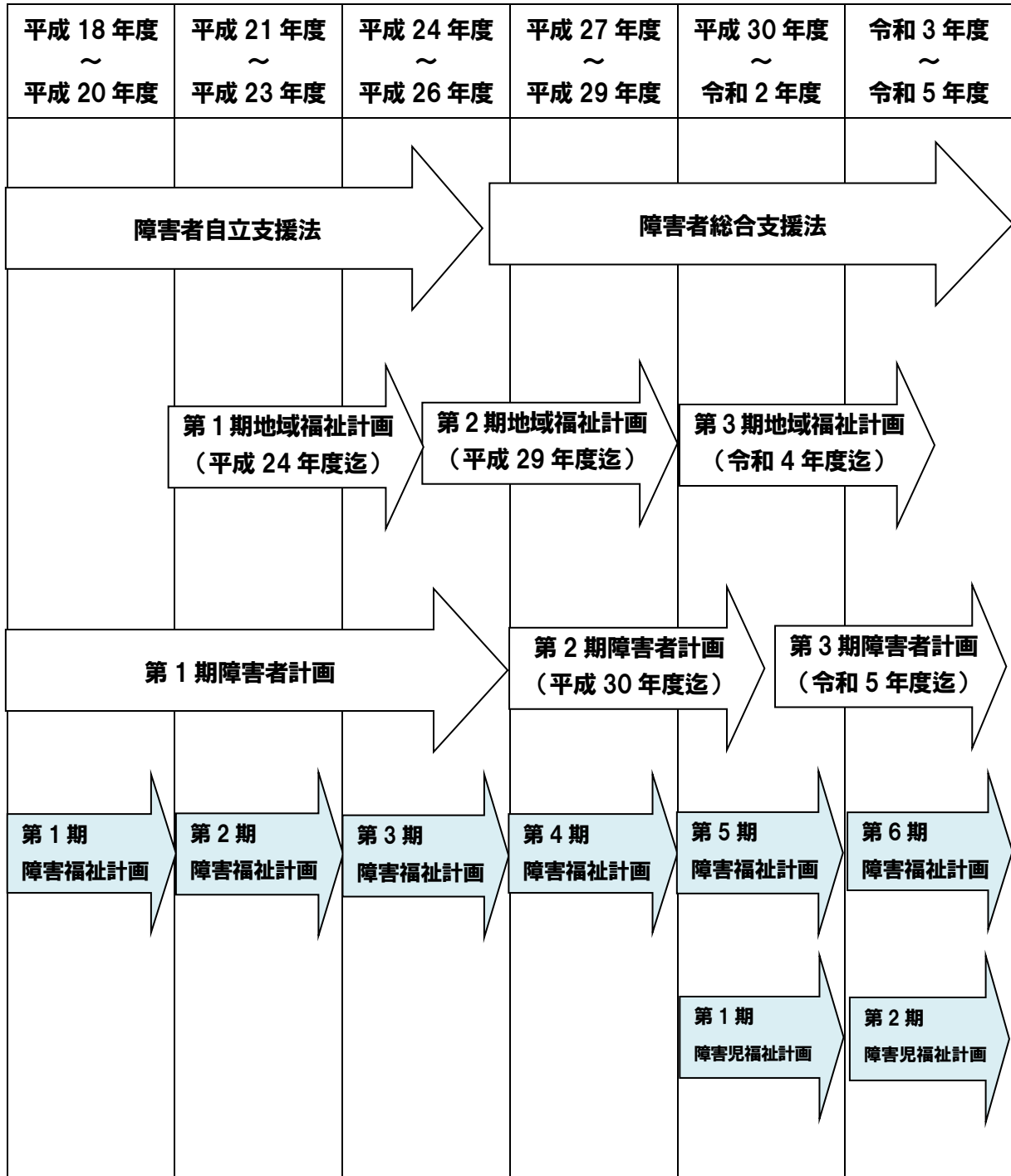
また、「吉田町総合計画」や高齢者・児童・保健等の福祉分野を包括した「吉田町地域福祉計画」との整合性を図ります。



3 計画の期間

障害者総合支援法及び児童福祉法の規定により、第6期吉田町障害福祉計画及び第2期吉田町障害児福祉計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

また、町の地域福祉計画及び障害者計画と連動し、必要に応じて計画の見直しを行います。



4 計画の基本理念及び基本目標

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和2年厚生労働省告示第213号）」に基づき、本計画においては、以下の基本理念と次の6つを基本目標として掲げ、その推進を図ります。

<基本理念> 障害者が安心して自立した生活ができるまち

障害者が住み慣れた地域や家庭の中で、明るく、充実した日々を送ることができ、その尊厳を保持し、心豊かな人生を過ごすことができるようなまちをつくっていくことが重要です。

町では、第5次吉田町総合計画の中で、「障害者が安心して自立した生活ができるまち」を目指す姿に掲げ、誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくりを進めています。

本計画は、第5次吉田町総合計画及び第3期吉田町障害者計画に基づき、基本理念を「障害者が安心して自立した生活ができるまち」とし、障害者施策における住民、地域、町の共通の目標としていきます。

<基本目標>

1 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら、ともに生きる社会（共生社会）の実現を目指して、障害者自身が障害福祉サービスを選択し、必要な支援を受けながら障害者自身の自立と社会参加の実現を図るため、障害福祉サービスの提供基盤の整備を進めます。

2 障害種別によらない一元的なサービス提供体制の確立

障害福祉サービスの対象となる障害者等の範囲を身体障害者、知的障害者及び精神障害者（発達障害者及び高次機能障害者を含む。以下同じ。）並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障害児とし、サービスの充実を図り、障害種別によらない一元的サービスを町が主体となって提供する体制を確立します。

3 地域生活への移行や就労支援等の課題に対するサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応したサービスを提供する基盤を整備します。また、障害者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用する基盤整備を進めます。

4 地域共生社会の実現に向けた取組

地域住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、次の取組みを推進します。

- (1) 地域の状況に応じた、制度の縦割りを超えた柔軟な支援の構築
- (2) 地域住民が主体的になって地域づくりに取り組むための仕組みづくり
- (3) 医療ケアを必要とする障害者等が保健、医療、福祉、保育、教育、就労等の支援を円滑に受けられるように、各関係分野が共通理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築
- (4) ピアサポーターとの連携強化及び養成支援

5 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

6 感染症への対策

新型コロナウイルス感染症の感染状況を見極めつつ、福祉施設をはじめとする事業所等に対し、マスクや衛生用品の緊急調達など、必要な対策事業を実施していきます。

また、障害によりマスクを着けられない障害児や、障害福祉サービス事業所等に従事する職員への感染症に対する差別、偏見の防止に努めます。

第2章 成果目標

1 第6期吉田町障害福祉計画の成果目標

障害者総合支援法の趣旨や国の計画策定の基本指針等に基づき、令和5年度末を目標年度とする6つの目標を設定し、福祉施設入所者や入院中の精神障害者の地域生活への移行、地域生活支援拠点整備及び福祉施設から一般就労への移行を推進していきます。

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

障害者支援施設等や療養介護を行う病院に入所している障害者が、グループホームや一般住宅等の地域生活への移行を推進するため、国の基本方針及びサービスの利用実態を参考にして、令和6年3月末における数値目標を設定します。

■国の基本方針■

令和5年度末時点の施設入所者について、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とします。また、令和5年度末までに令和元年度末の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを基本とします。また、第5期で定められた数値目標が見込まれない場合は、その未達成と見込まれる人数を加味して目標値を設定することとされています。

項目	目標	備考
令和元年度末の施設入所者数 (A)	12人	令和2年3月31日時点
令和5年度末の施設入所者数 (B)	11人	令和6年3月31日時点
【目標値】削減数 (A-B)	1人	令和5年度末時点の地域生活への移行者数(施設入所者の削減見込数)
【目標値】削減率 (1-B/A)	7.7%	令和5年度末時点の地域生活への移行率(国の基本方針:1.6%以上)
【目標値】令和5年度末の入所施設から地域生活への移行者数 (C)	1人	令和5年度末までに入所施設からGH等への移行者数(累計)
【目標値】累計率 (C/A)	7.7%	令和5年度末時点の地域生活への移行率(国の基本方針:6%以上)

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

長期入院している精神障害者の地域移行を進めるにあたっては、町と地域保健医療福祉の一体的な取組みの推進に加え、住民の協力を得ながら、差別や偏見のないあらゆる人が共生できる社会を構築していく必要があります。

退院支援にあたっては、入院中に退院に向けた検討がされた時点で、医療機関や家族、関係機関と連絡調整を行い、本人の了解の上で退院に向けた準備をしていきます。

■国の基本方針■

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数、精神病床における一年以上長期入院患者数、精神病床における早期退院率に関する目標値を県が設定することとしています。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	12回	12回	12回
重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数の見込み	10人	12人	14人
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2回	2回	2回

3 地域生活支援拠点等における機能の充実

障害のある人の地域生活を支援する5つの機能（相談、体験・機会の場、緊急時の受入・対応、専門的人材の確保・要請、地域の体制づくり等）を令和6年3月末までに、町又は志太榛原圏域に1か所以上確保することを目標に県や圏域各市町と調整していきます。

■国の基本方針■

地域生活支援拠点等の整備について、令和5年度末までに各市町又は各圏域に1つの地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することとされています。

項目	目標	備考
地域生活支援拠点 機能確保数	既存施設で1か所以上機能確保	令和5年度末までに圏域の既存事業所等と連携して5つの機能を1か所以上機能確保するよう働きかけます。

4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から就労移行支援事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて一般就労への移行を推進するために、共生社会に向けた体制整備に努め、ネットワークの構築や就労相談の強化を図ります。令和5年度中に福祉施設から一般就労に移行する者の数値目標を設定します。

また、一般就労へ移行した者への生活面等への支援を行うことで就労定着を図ります。

■国の基本方針■

就労移行支援事業を通じて、福祉施設から一般就労への移行者数を、令和5年度中に令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とします。また、令和5年度中の就労移行支援事業の利用者数は、令和元年度末の就労移行支援事業の利用者数の1.30倍以上とすることを基本とします。

(1) 一般就労への移行者数

項目	目標	備考
就労移行支援事業所	2人	令和5年度中に令和元年度実績（1人）の1.30倍以上
就労継続支援A型事業所	4人	令和5年度中に令和元年度実績（3人）の1.26倍以上
就労継続支援B型事業所	3人	令和5年度中に令和元年度実績（2人）の1.23倍以上

(2) 就労移行支援・就労定着支援の利用者数

項目	目標	備考
就労移行支援利用者数	5人	令和5年度中
就労定着支援利用者数	10人	令和5年度中

5 相談支援体制の充実・強化に向けた取組の実施体制の確保（新設）

1 相談支援事業所当たりの相談支援専門員の数が少ないなど、運営体制が脆弱な事業所が多いことから、相談支援ネットワークの充実・強化により事業所を援助するなど、相談支援体制の更なる充実に向けた取組が求められています。そこで、障害者（児）のための相談支援として中核的な役割を担う基幹相談支援センターを2市2町（島田市、牧之原市、吉田町、川根本町）で共同設置し、相談支援体制の充実・強化を図ります。

■国の基本方針■

総合的・専門的な相談支援の実施、相談支援事業者訪問等による専門的な指導助言、相談支援事業者の人材育成、相談機関との連携強化を実施する体制を確保することを基本とします。

項目	目標	備考
基幹相談支援センターの設置	令和3年度に設置	2市2町（島田市、牧之原市、吉田町、川根本町）が共同で設置

6 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築（新設）

近年、障害福祉サービス等の多様化、サービス事業所の増加に伴い、より一層事業者が利用者に対して、真に必要とするサービスを適切に提供することが求められていますので、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築を図ります。

■国の基本方針■

県が実施する障害福祉サービス等に関する研修への参加、障害者自立支援審査支払システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制を構築することを基本とします。

(1) 県が実施する障害福祉サービス等に関する研修への参加人数

項目	目標	備考
相談支援従事者初任者研修の参加人数	3人	令和6年3月31日時点
障害支援区分認定調査員研修の参加人数	3人	令和6年3月31日時点

(2) 障害者自立支援審査支払システム等での審査結果分析・共有等

項目	目標	備考
障害者自立支援審査支払システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築時期	令和5年度末まで	令和6年3月31日時点

2 第2期吉田町障害児福祉計画の成果目標

児童福祉法の趣旨や国の計画策定の基本指針等に基づき、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の利用促進の観点から、関係機関とも連携し、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学齢児期までの一貫した包括的な支援を身近な場所で提供する地域支援体制の構築を図ります。

1 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

町立の児童発達支援事業所が、保育・医療・保健等の関係機関と連携した包括的な児童発達支援センターとしての機能を担っていけるよう関係機関との具体協議を進めます。また、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、保育所等訪問支援を利用しやすい体制の構築に努めます。

■国の基本方針■

令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は圏域に1か所以上設置する。
令和5年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

項目	目標	備考
児童発達支援センターの設置	既存施設で機能確保	令和4年度末までに関係機関との具体協議を進めます。令和5年度のセンター設置を目指し、既存の児童発達支援事業所と連携してセンター機能を確保します。
保育所等訪問支援を利用できる体制構築	構築済	引き続き適切なサービスの提供ができるように支援します。

2 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けることができるよう放課後等デイサービス事業所との連携強化に努めます。

■国の基本方針■

令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上設置する。

項目	目標	備考
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保	確保済	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所については、圏域内で設置済みであり、放課後等デイサービス事業所については、町内で確保済み。課題を整理し支援体制の充実を図ります。

3 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、各関係機関との連携を図ります。

■国の基本方針■

令和5年度末までに、圏域及び各市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携、協議できる場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

項目	目標	備考
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置済	当町では、「吉田町障害者（児）福祉推進委員会」として、既に設置済み。医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、各関係機関との連携を図ります。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数（圏域）	1人	1人	1人

第3章 障害福祉サービス等の見込量

1 障害福祉サービスの見込量

障害福祉サービスの種類ごとの具体的な目標値として、1月当たりの必要なサービス量を令和5年度まで見込みます。

1 訪問系サービス

(1月あたり延利用量)

区 分	令和2年度実績見込		令和3年度見込量		令和4年度見込量		令和5年度見込量	
	利用見込者数	利用見込量	利用見込者数	利用見込量	利用見込者数	利用見込量	利用見込者数	利用見込量
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	29人	320時間	31人	342時間	33人	364時間	35人	386時間

在宅障害者が在宅において自立した生活ができるよう支援するサービスである、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護など訪問系サービスは、住み慣れた土地、家での生活を保障するためにも重要なサービスです。障害者一人ひとりのニーズに応じたサービス量の確保を図ることが求められます。

見込量確保のための方策

「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」においては、実施事業所が十分ではなく必要な人が全て希望通りに利用できている状況ではないことから、吉田町障害児者福祉推進委員会において利用者のニーズを整理するとともに、関係事業所と調整し確保に努めます。

また、関係機関が連携することで、訪問系サービスを利用している方のニーズに適合したサービスが提供できるよう努めます。

2 日中活動系サービス

(1月あたり延利用量)

区 分	令和2年度実績見込		令和3年度見込見込		令和4年度見込見込		令和5年度見込見込	
	利用見込者数	利用見込日数	利用見込者数	利用見込日数	利用見込者数	利用見込日数	利用見込者数	利用見込日数
生活介護	43人	721日	44人	741日	50人	861日	52人	901日
自立訓練（機能訓練）	0人	0日	0人	0日	0人	0日	0人	0日
自立訓練（生活訓練）	1人	21日	1人	21日	1人	21日	1人	21日
就労移行支援	2人	28日	3人	42日	4人	56日	5人	70日
就労継続支援（A型）	24人	458日	26人	504日	28人	550日	30人	596日
就労継続支援（B型）	85人	1,337日	89人	1,429日	93人	1,521日	97人	1,613日
就労定着支援	7人		8人		9人		10人	
療養介護	2人		2人		2人		2人	
短期入所（福祉型）	7人	68日	13人	104日	13人	104日	13人	104日
短期入所（医療型）	1人	3日	2人	6日	3人	9日	4人	12日

日中活動系サービスには、常時介護を要する方に、昼間、排泄・食事等の介護等を行うとともに、創作活動または生産活動の機会を提供する生活介護や継続的な就労や就労に必要な知識や能力を高めるための就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）等があります。

就労定着支援については、一般就労した方に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要な支援を実施します。また、企業・自宅への訪問や来所面談により、生活リズム、家計や体調管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

見込量確保のための方策

各事業所との連携強化・支援体制を整備し、障害者総合支援法の基本理念にある「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」に繋がるよう日中活動系サービスの質の向上に努めます。

医療的ケアの必要な重度の障害児・者の医療型短期入所については、施設の開設に向けて医療機関等への働きかけを行っていきます。

3 居住系サービス

(1月あたり延利用量)

区 分	令和2年度実績見込	令和3年度見込量	令和4年度見込量	令和5年度見込量
	利用見込者数	利用見込者数	利用見込者数	利用見込者数
自立生活援助	1人	1人	2人	2人
共同生活援助 (グループホーム)	23人	25人	27人	29人
施設入所支援	13人	13人	13人	12人

グループホームや施設で生活する障害者に対し、相談やその他日常生活上の援助を行います。

自立生活援助では、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障害者について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力や生活力等を補う観点から適切な支援を行います。

見込量確保のための方策

国では、「令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減すること」を目標としています。

しかし、介護者の高齢化や障害支援区分6の障害者などは、在宅で十分な介護を受けられず入所待機となっている方もいることから、障害支援区分が比較的軽度な方の地域移行について吉田町障害児者福祉推進委員会で検討し進めていきます。

住み慣れた地域で暮らし続けられるように、グループホーム利用者のニーズを把握し、支援の充実を図ります。

障害者施設におけるサービスの提供状況を把握し、利用者や家族への情報提供を行います。

4 相談支援(サービス利用計画作成)

(年度毎の対象者の合計人数)

区 分	令和2年度実績見込		令和3年度見込		令和4年度見込		令和5年度見込	
	利用見込	内セルフプラン	利用見込	内セルフプラン	利用見込	内セルフプラン	利用見込	内セルフプラン
計画相談支援	173人	10人	181人	8人	189人	6人	197人	4人
地域移行支援	3人	0人	3人	0人	3人	0人	3人	0人
地域定着支援	1人	0人	1人	0人	1人	0人	1人	0人

障害者の自立した生活を支え、障害者が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するためのものです。

計画相談支援の利用者数については、障害福祉サービスを利用する全ての利用者にサービス等利用計画が作成され、新規の計画作成やモニタリングの頻度等を勘案し、計画相談支援の利用人数を見込んでいます。

見込量確保のための方策

当事者や家族などが気軽に相談できるように、情報の発信や啓発に努めます。

全ての利用者に適切な「サービス等利用計画」が作成されるように、相談支援事業所へ研修の参加を促し、人材育成を支援します。

また、相談支援事業所に負担が偏らないように、関係機関の連携を強化し地域で支援できるよう努めます。

2 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業とは、障害のある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業を効率的・効果的に行い、障害者の福祉推進を図るとともに、障害の有無に関わらず人格と個性を尊重し安心して暮らすことができる地域社会の実現のために必要な事業を実施します。

地域生活支援事業は、障害者総合支援法により町の必須事業として位置づけられているものと、町の施策により任意に実施する事業があります。

【必須事業】

1 理解促進研修・啓発事業

地域住民へ障害のある人への理解を深めるための研修や啓発事業を行います。

区 分	令和2年度実績見込	令和3年度見込	令和4年度見込	令和5年度見込
	実施の有無	実施の有無	実施の有無	実施の有無
理解促進研修・啓発事業	有	有	有	有

見込量確保のための方策

障害者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害のある人への理解を深めるための研修や講座を実施し、理解啓発に係る取組を進めていきます。

2 自発的活動支援事業

障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者及びその家族、地域住民等によるピアサポート事業の取組みを支援します。

区 分	令和2年度実績見込	令和3年度見込	令和4年度見込	令和5年度見込
	実施の有無	実施の有無	実施の有無	実施の有無
自発的活動支援事業	有	有	有	有

見込量確保のための方策

ピアサポート事業は、牧之原市と協働し「ほっこりピアのきずな」による活動をはじめ、障害者及びその家族が互いの悩みを共有できる交流会活動などを実施します。

今後、地域包括ケアシステムを構築し地域全体での支援体制を整備し、その後、地域力強化を推進していきます。

3 相談支援事業

障害のある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言などの支援を行います。

区 分		令和2年度実績見込		令和3年度見込量		令和4年度見込量		令和5年度見込量	
① 相談 支援 事業	ア 障害者相談支援事業	実施箇所	1 か所	実施箇所	1 か所	実施箇所	1 か所	実施箇所	1 か所
	イ 基幹相談支援センター	無		有		有		有	
	ウ 地域自立支援協議会	有		有		有		有	
②相談支援機能強化事業		有		有		有		有	
③住宅入居等支援事業		有		有		有		有	

見込量確保のための方策

「ワンストップ相談窓口」による支援コーディネートにより、複合的に問題を抱えている対象者へ制度ごとの縦割りの支援ではなく、制度・分野を超えた包括的支援を行っていきます。

多機関連携及び地域力強化に努め、包括的支援体制の構築を図り、地域共生社会の実現に努めます。

4 成年後見制度利用支援事業

障害のある人の成年後見制度の利用を支援するため、相談支援事業所と連携し、制度の利用に必要な経費の一部を助成します。

区 分	令和2年度実績見込	令和3年度見込量	令和4年度見込量	令和5年度見込量
	実施の有無	実施の有無	実施の有無	実施の有無
成年後見制度利用支援事業	有	有	有	有

見込量確保のための方策

成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、地域包括支援センター、社会福祉協議会、司法書士会等と連携し、障害者の権利擁護を図ります。

また、相談体制の強化を図ることで人権尊重の理念のもと、障害者が地域社会で暮らせるよう支援します。

5 成年後見制度法人後見支援事業

障害のある人の成年後見制度の活用を促進するため、法人後見の活動を支援します。

区 分	令和2年度実績見込	令和3年度見込量	令和4年度見込量	令和5年度見込量
	実施の有無	実施の有無	実施の有無	実施の有無
成年後見制度法人後見支援事業	無	有	有	有

見込量確保のための方策

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保するとともに、法人後見の活動を支援します。社会福祉協議会と連携を密にしながら、事業を推進します。

6 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚障害その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障害者等とその他の者との意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

区 分	令和2年度実績見込	令和3年度見込量	令和4年度見込量	令和5年度見込量
	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
手話通訳者派遣事業	17人	20人	25人	30人
要約筆記者派遣事業	36人	40人	45人	50人

見込量確保のための方策

意思疎通支援事業を継続して実施することにより、意思疎通を図ることが困難な方の社会参加を支援するとともに、今後も手話通訳者及び要約筆記者を派遣の利用促進のため、近隣市町をはじめ静岡県聴覚障害者情報センターやボランティア団体等との連携に努めます。

7 日常生活用具給付等事業

(年間給付件数)

障害のある人及び難病患者の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行います。

区 分	令和2年度実績見込	令和3年度見込量	令和4年度見込量	令和5年度見込量
	給付等見込件数	給付等見込件数	給付等見込件数	給付等見込件数
①介護・訓練支援用具	2件	5件	5件	5件
②自立生活支援用具	2件	6件	6件	6件
③在宅療養等支援用具	10件	10件	10件	10件
④情報・意思疎通支援用具	30件	30件	30件	30件
⑤排泄管理支援用具	368件	380件	390件	400件
⑥居宅生活動作補助用具	4件	4件	4件	4件
⑦市町独自給付用具	0件	2件	2件	2件

用具の機能や性能の向上に合わせ、給付品目の見直しを定期的に行うなど事業の拡充に努め、利用者の日常生活の便宜を図ります。見込み件数は、前年度利用者実績を考慮して推計しています。

①介護・訓練支援用具	カーシート、特殊寝台、体位変換器、移動用リフト 等
②自立生活支援用具	頭部保護帽、移動・移乗支援用具、電磁調理器 等
③在宅療養等支援用具	パルスオキシメーター、視覚障害者用血圧計 等
④情報・意思疎通支援用具	点字ディスプレイ、視覚障害者用時計、点字図書 等
⑤排泄管理支援用具	ストーマ用具、紙おむつ 等
⑥居宅生活動作補助用具	住宅改修費

見込量確保のための方策

重度障害のある方等に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を図っていきます。

8 手話奉仕員養成研修事業

聴覚などの障害のために意思の伝達に支援が必要な人に対して手話通訳者の派遣を行うとともに、手話奉仕員の養成に努めていきます。

区 分	令和2年度実績見込	令和3年度見込量	令和4年度見込量	令和5年度見込量
	修了見込者数	修了見込者数	修了見込者数	修了見込者数
手話奉仕員養成研修事業	0人	5人	5人	5人

見込量確保のための方策

手話通訳者の養成講座を引き続き牧之原市と合同で開講し、人材養成に努めていきます。また、登録手話通訳者及び登録要約筆記者と情報の共有や意見交換を図りサービスの向上に努めます。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策として養成講座の開催を中止。

9 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

(年間利用時間)

区 分	令和2年度実績見込		令和3年度見込量		令和4年度見込量		令和5年度見込量	
	委託見込事業所	実利用者数 延べ利用時間	委託見込事業所	実利用者数 延べ利用時間	委託見込事業所	実利用者数 延べ利用時間	委託見込事業所	実利用者数 延べ利用時間
	移動支援事業	6か所	45人 1,800時間	6か所	47人 1,900時間	6か所	49人 2,000時間	6か所

見込量確保のための方策

ヘルパー不足の状況において、ケア会議の中で利用方法や利用目的を見直すとともに、今後もサービス提供事業所と連携し、社会資源の確保や安定したサービス提供に努めます。

10 地域活動支援センター事業

障害者への創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流を支援することを目的とした事業を実施します。

(年間登録者数)

区 分	令和2年度実績見込		令和3年度見込		令和4年度見込		令和5年度見込	
	実施見込箇所	実利用見込者数	実施見込箇所	実利用見込者数	実施見込箇所	実利用見込者数	実施見込箇所	実利用見込者数
地域活動支援センター	1 箇所	18 人	1 箇所	20 人	1 箇所	22 人	1 箇所	24 人

見込量確保のための方策

障害者の創作的活動・生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進するため、自立した生活に向けて地域活動支援センターの事業の拡大・充実に努めます。

【任意事業】

1 訪問入浴サービス事業

在宅の重度身体障害者宅を訪問し、居宅において入浴サービスを提供し身体の生活の保持、心身機能の維持等を図るものです。

区 分	令和2年度実績見込		令和3年度見込		令和4年度見込		令和5年度見込	
	実施見込箇所	実利用見込者数	実施見込箇所	実利用見込者数	実施見込箇所	実利用見込者数	実施見込箇所	実利用見込者数
訪問入浴サービス	2か所	3人	2か所	4人	2か所	4人	2か所	4人

見込量確保のための方策

引き続き通所や居宅介護により入浴が可能でない方へサービスを提供し福祉の増進を図ります。

2 日中一時支援事業

介護者の疾病等のため一時的に介護ができない場合に施設等で日帰りの預かりを行うものです。

区 分	令和2年度実績見込		令和3年度見込		令和4年度見込		令和5年度見込	
	実施見込箇所	実利用見込者数	実施見込箇所	実利用見込者数	実施見込箇所	実利用見込者数	実施見込箇所	実利用見込者数
日中一時支援	7か所	13人	7か所	15人	7か所	17人	7か所	19人

見込量確保のための方策

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

3 障害児福祉サービスの見込量

障害児の地域での健やかな育ちや地域での豊かな暮らしの保障に努め、児童福祉法に基づいて、障害児支援を提供します。

1 児童発達支援

地域で就学前の障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

(1月あたり延利用量)

区 分	令和2年度実績見込		令和3年度見込量		令和4年度見込量		令和5年度見込量	
	利用見込者数	利用見込量	利用見込者数	利用見込量	利用見込者数	利用見込量	利用見込者数	利用見込量
児童発達支援	48人	534日	50人	558日	52人	582日	54人	606日

見込量確保のための方策

早期の療育を行う専門的な場としての位置づけであることから、保健医療担当部局や、子育て支援担当部局との連携体制を確保するとともに、サービス事業者と連携を図りながら、サービスの充実を図ります。

2 医療型児童発達支援

地域で就学前の障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うことと併せて、上肢、下肢または体幹機能に障害のある障害児に対し、理学療法等の訓練や医療的管理に基づいた支援を行います。

(1月あたり延利用量)

区 分	令和2年度実績見込		令和3年度見込量		令和4年度見込量		令和5年度見込量	
	利用見込者数	利用見込量	利用見込者数	利用見込量	利用見込者数	利用見込量	利用見込者数	利用見込量
医療型児童発達支援	0人	0日	0人	0日	0人	0日	0人	0日

見込量確保のための方策

サービス提供者である医療機関との連携を図りながら、サービスの充実を図ります。

3 放課後等デイサービス

学齢期の障害児に対し、授業の終了後や夏休み等の長期休暇時において、生活能力の向上のための訓練、社会との交流の促進等を継続的に提供することにより、学校教育と連携しながら放課後の居場所づくりを推進するものです。

(1月あたり延利用量)

区 分	令和2年度実績見込		令和3年度見込		令和4年度見込		令和5年度見込	
	利用見込者数	利用見込量	利用見込者数	利用見込量	利用見込者数	利用見込量	利用見込者数	利用見込量
放課後等デイサービス	112人	1,061日	115人	1,106日	118人	1,151日	121人	1,196日

見込量確保のための方策

放課後等デイサービスガイドラインの遵守と支援の質の向上を確保するため、サービス事業者と連携を図りながら、サービスの充実を図ります。

4 保育所等訪問支援

障害児が集団生活を営む施設（保育所、幼稚園、認定こども園、学校、放課後児童クラブなど）を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のために専門的な支援を行うものです。

(1月あたり延利用量)

区 分	令和2年度実績見込		令和3年度見込		令和4年度見込		令和5年度見込	
	利用見込者数	利用見込量	利用見込者数	利用見込量	利用見込者数	利用見込量	利用見込者数	利用見込量
保育所等訪問支援事業	1人	1日	1人	1日	2人	2日	3人	3日

見込量確保のための方策

地域での育ちを支援する重要な事業であることから、保育、教育等関係機関との緊密な連携を確保するとともに、サービス事業者と連携を図りながら、サービスの充実を図ります。

5 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるように障害児の居宅を訪問して発達支援を行うものです。

(1月あたり延利用量)

区 分	令和2年度実績見込		令和3年度見込		令和4年度見込		令和5年度見込	
	利用見込者数	利用見込量	利用見込者数	利用見込量	利用見込者数	利用見込量	利用見込者数	利用見込量
居宅訪問型児童発達支援	1人	10日	1人	10日	2人	20日	1人	30日

見込量確保のための方策

利用者のニーズを把握し、必要なサービスが提供できるよう町内事業所等に対し、事業実施について働きかけます。

6 障害児相談支援

障害福祉サービスを利用する全ての障害のある児童に対し、支給決定時において、障害児支援利用計画を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整等を行います。また、支給決定後において、一定期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しやサービス事業者との連絡調整等を行うものです。

(年度毎の対象者の合計人数)

区 分	令和2年度実績見込		令和3年度見込		令和4年度見込		令和5年度見込	
	利用見込量	内セルフプラン	利用見込量	内セルフプラン	利用見込量	内セルフプラン	利用見込量	内セルフプラン
障害児相談支援	102人	24人	112人	24人	122人	24人	132人	24人

見込量確保のための方策

障害児通所支援は、障害児が身近な地域において専門的な療育や発達支援を受けるために必要なサービスであり、障害児一人ひとりのニーズに応じたサービス量の確保を図ることが求められるため、相談支援専門員が行うケアマネジメントにより、対象者にきめ細かい支援を行い、一人ひとりの利用者の実情に応じたモニタリングの実施に努めます。

第4章 計画の推進体制

1 障害者(児)福祉推進委員会における推進

本計画の推進にあたっては、庁内関係課をはじめ、国・県の関係行政機関との連携を強化します。行政・福祉・保健・医療等の関係者を構成メンバーとした障害者(児)福祉推進委員会において、相談支援、虐待防止を含む権利擁護、就労支援などの様々な課題について、連絡・調整、政策検討を行うとともに、本計画の推進状況の評価を行い、町、相談支援事業者、サービス事業者、更には雇用分野、教育分野などの関係者によるネットワークを活用し、計画の推進を図ります。

2 地域社会への広報及び啓発活動

障害に対する差別や偏見をなくし、障害のある人もない人も共に暮らす共生社会の実現について、町民意識の醸成に努め、町民に理解と協力、そして支援への参画等を、あらゆる機会を通じて広く呼びかけていきます。

3 障害のある人や障害者団体の役割

障害のある人も、社会の対等な構成員として、自己選択・自己決定のもと、社会の様々な活動に参加し、社会の一員としての役割を分担します。

障害者団体は、行政、関係機関と連携し、地域福祉の担い手として、当事者・利用者の視点で行われる相談支援や協働のまちづくりへの参加・参画など地域福祉活動等に積極的に関わることが求められています。

4 地域社会の役割

障害による日常生活や社会参加の困難さを、障害のある人の問題として捉えるのではなく、学校や職場、地域社会など環境との関係から生じるものと捉え、全ての町民が相互に理解し、積極的に関わり合える地域包括ケアシステムの構築を推進し、誰もが人生に希望や喜びを感じ、安心して暮らすことができるまちの実現を目指します。

5 障害者虐待の防止、養護者に対する支援

障害者虐待防止法では、障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者に対して虐待防止の責務を定めるとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に通報義務を定めています。引き続き、静岡県障害者虐待防止センターを中心に障害者等に対する虐待の未然防止など、虐待防止に向けた取組みを進めます。

6 障害を理由とする差別の解消の推進

平成 28 年 4 月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行され、何人も障害者に対して障害を理由として差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことや、社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止等が定められています。

町では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する吉田町職員対応要領」により、全庁的な差別解消の取組みを行っています。また、町主催の講演会等に手話通訳者派遣する事業や手話奉仕員養成事業などを行い、今後も差別解消に向けた支援事業の推進及び広報・啓発活動、施設のバリアフリー化等に努めます。

7 計画の点検・評価体制の構築

本計画の着実な実行に努めるため、PDCA マネジメントサイクルに基づいて、計画の評価・点検を行います。計画の定期的な進行状況の取りまとめを行い、必要に応じて関係機関と協議をし、計画 (Plan)、実施・実行 (Do)、点検・評価 (Check)、処置・改善 (Action) のサイクルの着実な実行に努めます。

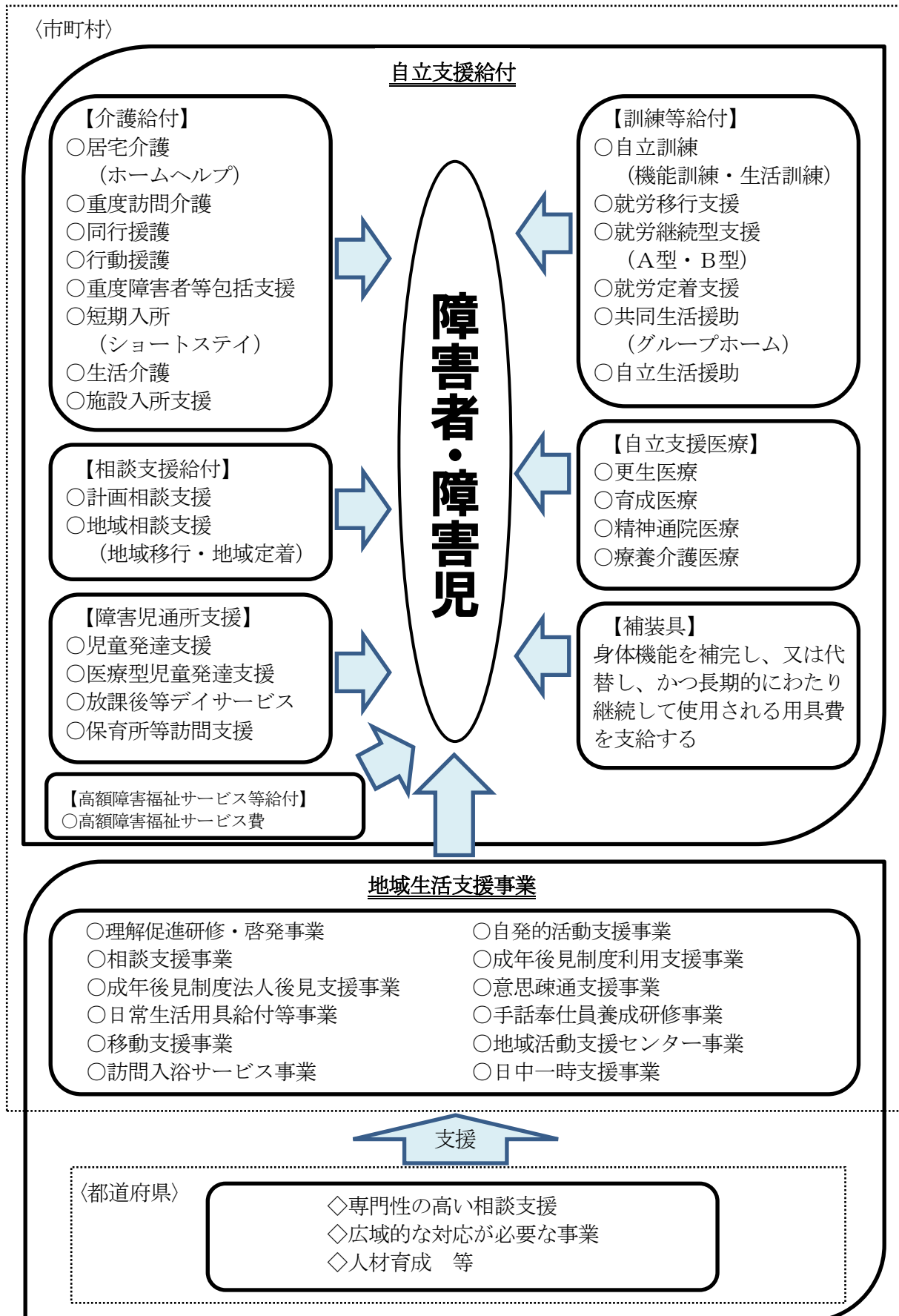
8 行政の役割

行政は町民、企業や事業主などに対して、障害や障害のある人についての理解の促進に努めるとともに、関係機関などの連携のもと、施策を着実に推進していきます。

障害者保健福祉行政を推進していくためには、保健・医療・福祉の分野だけでなく、保育・教育、雇用・就労、生活環境など、様々な分野による有機的・横断的な取組みが重要です。このため、障害者保健福祉の重要性に対する認識を全庁的なものとし、統一的に計画の推進を図ります。

また、障害者自立支援ネットワークを確立し、関係機関との情報の共有や協議を行い、障害者等の自立した生活の支援を包括的に行えるよう推進を図ります。

障害者自立支援法及び児童福祉法によるサービスの全体像



自立支援給付

事業名	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅において入浴、排せつ、食事の介護などの支援
重度訪問介護	重度の肢体不自由者及び常に介護を必要とし行動障害を有する人に対し行う、入浴、排せつ、食事の介護、外出介護などの総合的な支援
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に対して行う、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)や移動の援護等の外出支援
行動援護	行動障害のある知的障害児・者、精神障害者で、常に介護を必要とする人に対し行う、外出の介護、危険回避のための援護などの支援
重度障害者等包括支援	常に介護を必要としている人の中でも介護の必要性が著しく高い人に対し行う、居宅介護などの障害福祉サービスの包括的な支援
短期入所 (ショートステイ)	居宅において介護を行う人の疾病などの理由により短期間の入所を必要とする障害のある人に対する、障害者支援施設等への短期間入所支援
療養介護	医療を要する障害者で、常に介護を必要とされる人に対し、病院などの施設において行われる機能訓練、必要な医療、療養上の管理、看護、介護
生活介護	常に介護を必要とする人に対して、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する日中活動支援
施設入所支援	障害者支援施設等において、主に夜間に入浴、排せつ、食事等の介護を提供する支援
自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営む上で、身体機能の維持、回復等の必要がある障害のある人に対して行う身体的リハビリテーション
自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等の必要がある障害のある人に対する日常生活能力を向上するための支援
就労移行支援	一般企業への雇用又は在宅就労等が見込まれる障害のある人であって、就労を希望する人に対し、生産活動等を通じて就労に必要な知識及び能力の向上を目的として行う訓練
就労継続支援 (A型)	一般企業等への就労が困難な障害者のうち、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対し、知識及び能力の向上を目的として行う訓練
就労継続支援 (B型)	一般企業等へ就労が困難な障害者のうち、年齢や体力等の面で雇用されることが困難な人に対し、知識及び能力の向上を目的として行う訓練
共同生活援助 (グループホーム)	介護を要する障害のある人に対し行う、共同生活の場における、入浴、排せつ、食事など日常生活の世話、介護等の支援
就労定着支援	一般就労した方に、相談を通じて生活面の課題を把握し、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて行う支援
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障害者に対して、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力や生活力等を補うための支援
高額障害福祉サービス費	障害福祉サービス・障害児通所(入所)支援・補装具・介護保険などのサービスを併用し、ひと月の自己負担額の合計が基準額を超えた時に、超過分の金額を高額障害福祉サービス費として支給する

地域生活支援事業

事業名	サービス内容
理解促進研修・啓発事業	障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去することを目的とする、障害者等の理解を深めるための研修や啓発活動
自発的活動支援事業	障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等やその家族及び地域住民等が行う自発的な地域活動に対する支援
相談支援事業	障害のある人、その保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活の実現を目的とする相談支援
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有効であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、権利擁護を図ることを目的として行う成年後見制度の利用を支援する事業
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人に対して、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する事業
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に対し行う、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳等の支援
日常生活用具給付事業	重度障害のある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与する事業
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害のある人との交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行う事業
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人に対して行う、外出のための支援
地域活動支援センター事業	施設等への通所等が困難な障害のある人に対して、創作的活動又は生産活動の機会、社会との交流、日常生活に必要な便宜を供与する場を提供するセンター
訪問入浴サービス事業	居宅において入浴することが困難で、かつ、通所または病院等への移送が困難な重度障害のある人に対して、自宅へ訪問し、専用の浴槽を利用して行う入浴サービス
日中一時支援事業	障害のある人や児童を日常的に介護している家族の一時的な休息、介護者の負担軽減、障害のある人や児童に対する日中における活動の場を提供する事業

障害児福祉サービス

事業名	サービス内容
児童発達支援	地域で就学前の障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援
医療型児童発達支援	地域で就学前の障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うことと併せて、上肢、下肢または体幹機能に障害のある障害児に対し、理学療法等の訓練や医療的管理に基づいた支援
放課後等デイサービス	学齢期の障害児に対し、授業の終了後や夏休み等の長期休暇時において、生活能力の向上のための訓練、社会との交流の促進等を継続的に提供することにより、学校教育と連携しながら放課後の居場所づくりの推進
保育所等訪問支援	障害児が集団生活を営む施設（保育所、幼稚園、認定こども園、学校、放課後児童クラブなど）を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるように障害児の居宅を訪問して行う支援
障害児相談支援	障害福祉サービスを利用する全ての障害のある児童に対し、支給決定時において、障害児支援利用計画を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整等を実施 支給決定後における、一定期間ごとのサービス等利用状況の検証を行い、計画の見直しやサービス事業者との連絡調整等を実施

**第6期 吉田町障害福祉計画
第2期 吉田町障害児福祉計画**

発 行:吉田町

編 集:吉田町福祉課

住 所:〒421-0395

静岡県榛原郡吉田町住吉87番地

電 話:0548-33-2104